

# 労働災害発生状況や荷役作業にかかる近年の法改正等について 【トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます】

令和6年2月27日(火)

## 【トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます】



改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行

### 改正のあらまし

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます。
- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。
- ③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 改正のあらまし

- ① 昇降設備について
  - ・最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

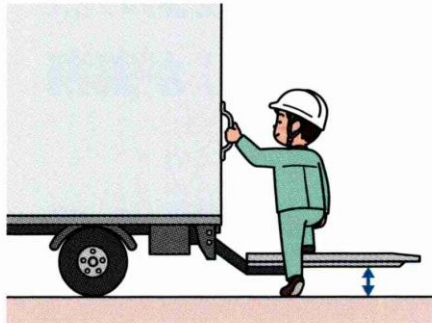
## 改正のあらまし

### ●よくあるお問い合わせ

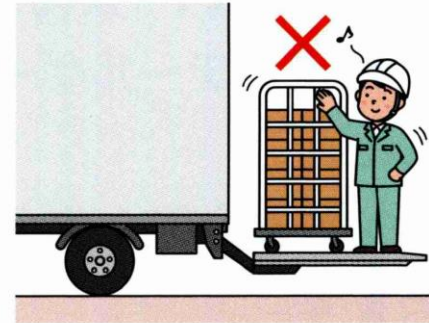
Q 最大積載量 **2トン未満**の軽自動車でも昇降設備は必要ですか。

A 最大積載量が2トン未満の貨物自動車であっても、**高さが1.5mを超える箇所**で作業を行うときは、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

## 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## 改正のあらまし

- ① 昇降設備について
  - ・ 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
  - ・ 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。





〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉



〈昇降設備(例)〉

## 昇降設備の留意事項について

- ・ 貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



<巻込防止装置(例)>

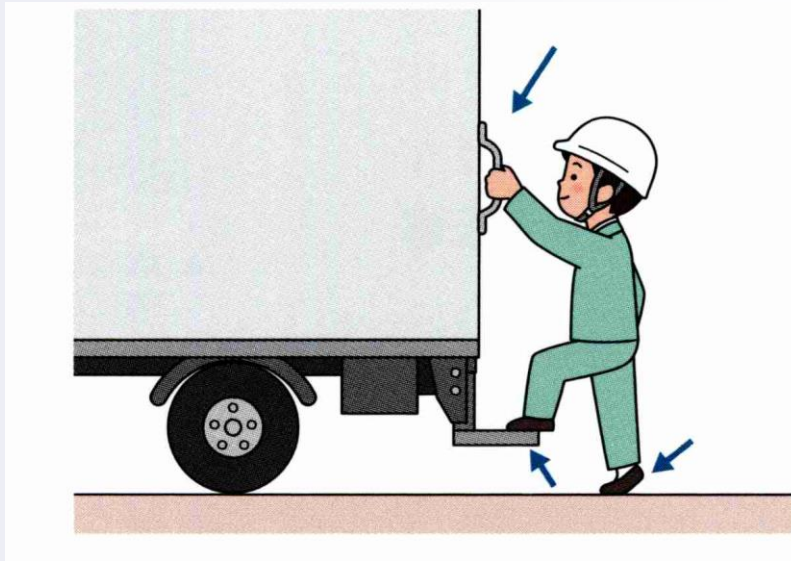
横に長い「すのこ」、  
あるいは三本の棒のよ  
うな、いわゆる「**巻き  
込み防止柵**」は、昇降  
設備ではありません。

## 昇降設備の留意事項について

### ●よくあるお問い合わせ

Q 貨物自動車の荷台中央下部にある巻き込み防止柵は昇降設備として取り扱ってよろしいか。

A **巻き込み防止柵（巻込防止装置）**は、一般的に、荷台又は荷の上面への人の乗降を前提としておらず、強度や踏面の幅が確保されていないこと、滑り止めがないこと等から**昇降設備として認められません。**

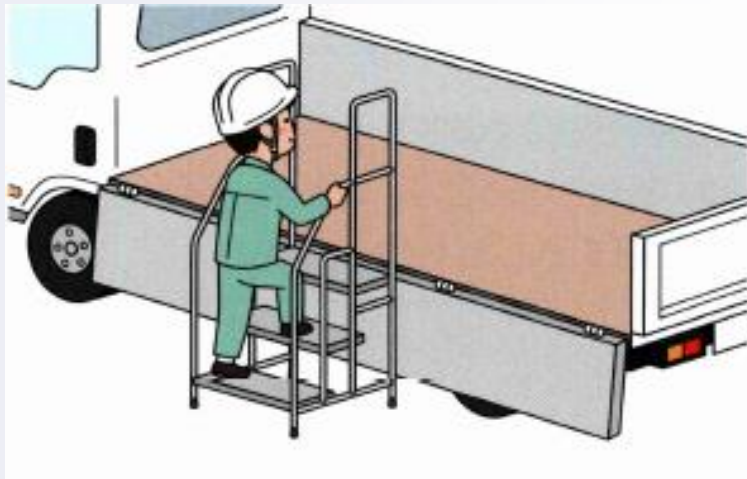


<乗車グリップ(例)>

## 昇降設備の留意事項について

- ・貨物自動車に設置されている昇降用ステップについては、可能な限り乗車グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



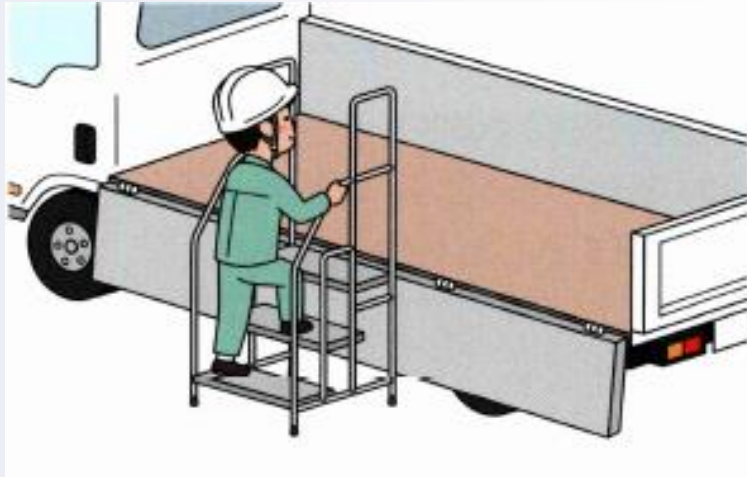


<可搬式の踏み台等の例>

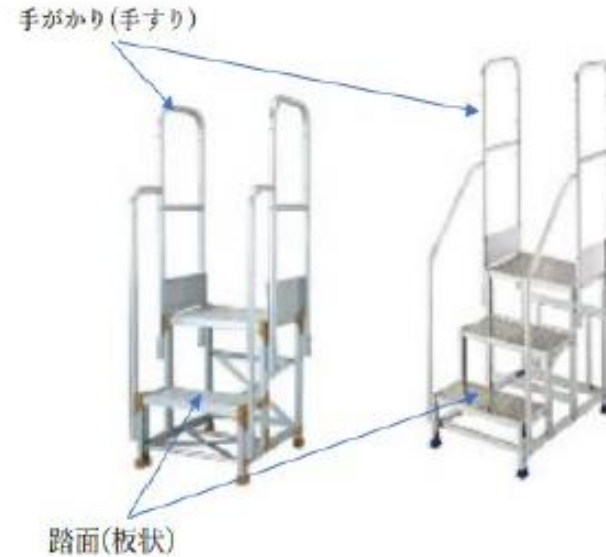


## 安全な昇降設備とは

- ・ 地面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50cm以内であること。
- ・ 両足を置くことができる踏面幅であること。
- ・ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること。
- ・ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること。
- ・ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること。



<可搬式の踏み台等の例>



## 昇降設備の留意事項について

### ●よくあるお問い合わせ

Q 昇降設備は荷主に用意してもらうことはできますか。

A 昇降設備の設置義務者は、貨物自動車で荷の積卸しする作業を行う事業者ですが、荷主が管理する施設に荷台への昇降設備を備え付けることは、墜落・転落災害を防止する上で有効な対策となるので、荷主と協議することをお勧めします。

### 荷台昇降補助装置 【リヤ格納式ステップ】

オフセット階段式格納



センター階段式格納



折りたたみ格納式



あおり取り付け



### 【サイドドア用格納式ステップ】

階段式格納



折りたたみ格納式



<ドライバーにやさしい荷役省力化製品の紹介>

## エイジフレンドリーガイドラインとは

- ・皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていませんか？
- ・働く高齢者の増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）
- ・労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上
- ・労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い
- ・ガイドラインや補助金など詳細は

こちらのQRコードから→



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△ (上記以外)		

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 改正のあらまし

### ①－② 保護帽について

- ・ **荷を積み卸す作業**を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車の範囲が拡大になりました。



○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△ (上記以外)		

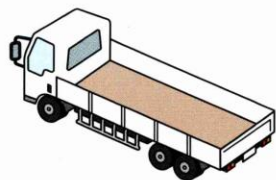
※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 改正のあらまし

### ①－② 保護帽の着用の義務について

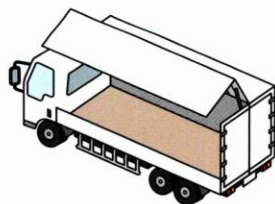
- ・ 最大積載量 5 トン以上
- ・ 最大積載量 2 トン以上 5 トン未満で、荷台の側面が開放できるもの
- ・ 最大積載量 2 トン以上 5 トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの

保護帽の着用が必要となるもの

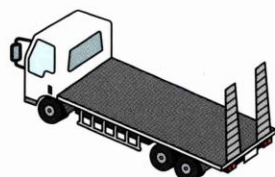


平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

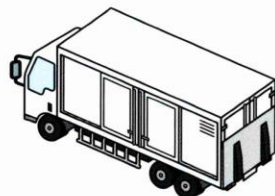


ウイング車



建機運搬車

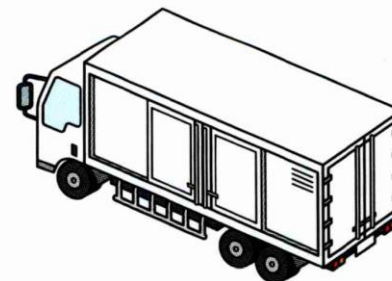
(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

## 改正のあらまし

### ●よくあるお問い合わせ

Q ウイング車でウイングを閉じて開き止めをして、後部扉だけ開き荷の積み卸し作業を行う場合であっても、保護帽の着用をしないといけませんか。

A ウイング車で後部扉だけ開き荷の積み卸し作業を行う場合は、保護帽の着用が必要になります。

# 保護帽の種類



飛来・落下物用

墜落時保護用

電気用

## 墜落時保護用のヘルメット

労 (平 12.04 ) 検
(1) H2700 (2) H2701
製造業者 ○○○(株)
製造年月 12.07
(1)飛来落下物用 (2)墜落時保護用



型式検定合格品の「労・検」の表示

衝撃吸収ライナー

# 墜落防止対策の基本

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物通送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用!



着用時  
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に**1**と**3**を忘れずに!  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

### 1 要チェック!

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています!

### 3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります!



		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	テールゲート リフター設置	必要	必要 (テールゲートリフ ター使用時のみ)
	テールゲート リフターなし	必要	不要

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみですが、労働災害防止対策として保護帽の着用をお願いします。

## 改正のあらまし

- テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、次の場合は**保護帽の着用義務は適用されません**。
  - ・テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合。
  - ・テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき。



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## 改正のあらまし

### ② 特別教育について

- ・ 特別教育とは、労働安全衛生法第59条第3項に基づき「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ・ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法、テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法、台車の種類、構造及び取り扱い方法、保護具の着用、災害防止	2.0時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2.0時間以上



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## 改正のあらまし

### ② 特別教育について

- ・ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要**があります。
- ・ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ・ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関や教習所等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。





アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## 改正のあらまし

### ② 特別教育について

- ・ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ・ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## 改正のあらまし

### ●よくあるお問い合わせ

- Q 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた場合、罰則はありますか。
- A 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、**「6か月以下の懲役または50万円以下の罰金」**に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、**「50万円以下の罰金」**となります。

## 【トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます】



改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行

### 改正のあらまし

- ③ 運転位置から離れる場合の措置の一部改正について
- ・ **運転者が運転位置から離れる場合**には、貨物自動車の逸走を防ぐため、  
**(ア) 荷役装置を最低降下位置に置くこと。**  
**(イ) 原動機（エンジン）を止めること。**  
**(ウ) ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じること**  
が**義務付け**られています（労働安全衛生規則第151条の11）。

## 【トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます】



改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行

### 改正のあらまし

#### ③ 運転位置から離れる場合の措置の一部改正について

しかし、

- ・エンジンを止めると荷役装置が動かさない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことができない。
- ・荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

というような実態もあることから



## 【トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます】

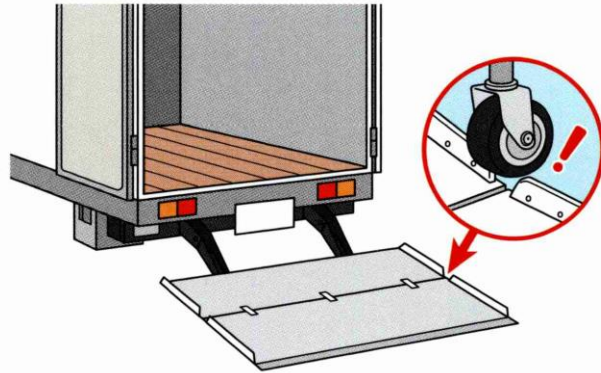


改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行

### 改正のあらまし

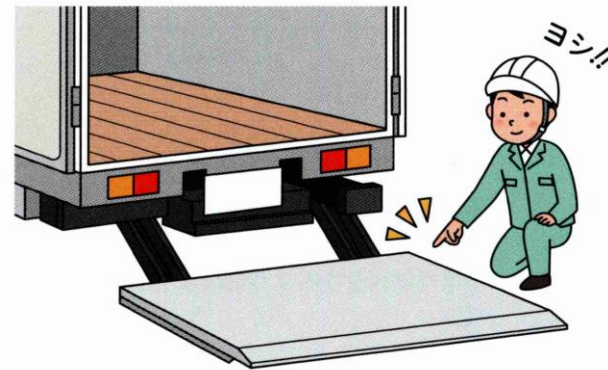
- ③ 運転位置から離れる場合の措置の一部改正について
- 令和5年10月1日施行の新たな規制では、**運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、前2ページの（ア）と（イ）の義務は適用除外**となり、  
（A）荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい。  
（B）エンジンを停止しなくてもよい。  
ことになりましたが、**（ウ）のブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じることは適用除外**にはなりません。

### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



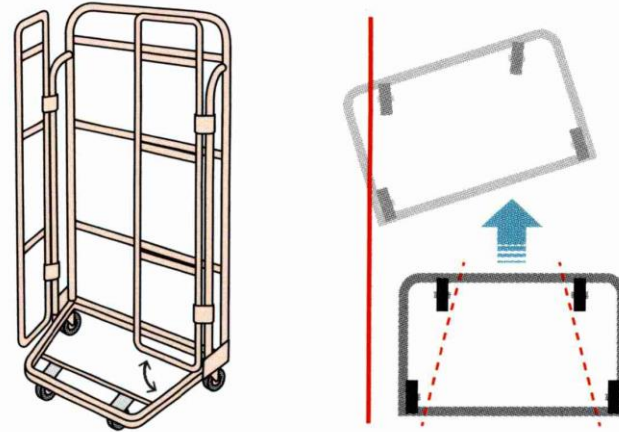
### その他、気をつけていただきたい事

- ・ 折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。
- ・ テールゲートリフターの点検については、製造者に確認してください。下記は点検項目の参考です。
  - ① 正常に動作するか。異音がないか。
  - ② 部材に亀裂、損傷、変形等がないか。
  - ③ 油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか。
  - ④ スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか。

## 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



## 【U字型ロールボックスパレットについて】



## その他、気をつけていただきたい事

- ・ ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。
- ・ 短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

# ご清聴ありがとうございました

## <資料>

厚生労働省：トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会：貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の  
充実に係る労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

一般社団法人日本自動車車体工業会バン部会：バン型車安全輸送ニュース

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare